

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第5号 (3-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 水産経済部 ● 商工観光課 ○ 商工労政担当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) 物品貸付収入及び季節労働者生活資金貸付金損失補償本人負担金の収入未済金において、長期にわたり納入がなく、居所不明や死亡等により納入督促ができない状況にあることから、滞納者の実態把握に努められるよう前回の監査で意見を述べ、監査指摘事項措置状況報告において滞納者の実態把握等検討する旨報告されているところであるが、検討がされていないことから、滞納者の実態把握等を行い、適正な措置を講じるとともに市民負担の公平性の確保に努められたい。(前回意見)</p> <p>2. 支出事務について 【指摘事項】 (1) 根室市雇用対策協議会負担金の戻入において、 ① 負担金の戻入に至るまでの経過がわかる書類がない。 ② 戻入手続きも、内部決裁等必要な事務手続きがされないまま戻入納付書のみ発行し戻入させており、不適切な事務処理となっているので、是正されたい。</p> <p>○ 観光振興担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 日本本土四極最東端出発・訪問・到達証明書の発注において、1者から見積書を徴する随意契約ではあるが、金額が確定していない執行向の段階で、請書(案)に契約金額が記載されているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1)本件、中小企業設備合理化促進条例における貸与機械の使用料の未収金及び季節労働者生活資金貸付要綱の改正前要項における貸付金延滞分の損失補償相当分であり、意見のとおり長期間にわたり収入が無いもの。</p> <p>(1)①②について、内部の事務処理として書類の作成や決裁がないまま処理していたことによるもの。</p> <p>(1)本件、執行向いの段階で、誤って予算措置上の金額を記載し、また、課内での確認作業を怠ったことによるもの。</p>	<p>意見のあった内容を精査し、滞納者の実態把握等、解消に向け検討いたします。</p> <p>今後、課内での確認作業を徹底するとともに、同様の事例があった際には適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認作業を徹底するとともに、厳正に契約事務を執行するよう適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号 (3-3)

監査指摘事項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>(2) 賃貸借契約 (タイヤローラー・ダンプトラック) において、物件を必要とする際に納入を受注者に指示し、使用後は次に必要とするときまで返却しているため、契約書第9条に基づく納入通知書の届出は納入の都度必要となるが、初回分の納入通知書しかなく、納入に伴う検査書の作成も初回分しかないので、業者に対し指導されるとともに、適正に事務処理されたい。</p>	<p>②課内での認識不足並びに確認作業を失念したもの。</p>	<p>今後、課内の認識を改め確認作業の徹底やチェック機能を強化し、適正に事務処理いたします。</p>